

平成28年第9回笠間市教育委員会定例会議事録

1. 招集日時 平成28年9月27日(火) 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
3. 議事録署名人 平澤 憲次
4. 出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 12名
5. 傍聴人 1名
6. 提出された議題(議事) 以下のとおり
7. 会議の概要
 - (1) 開会
今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
追加議案の発議及び非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承された。
 - (2) 議事録署名人の指名
今泉教育長 平澤委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。

今泉教育長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
 - (4) 議事
今泉教育長 続きまして、議事に入ります。「議案第32号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

今泉教育長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

小野瀬委員 笠間中学校以外に、部活動などで体育施設を使っている学校があるんじゃないですか。

事務局 年に数回、市民体育館を使用している学校はあります。原則、部活動等については各学校の体育館を使用することとしていますが、大会などの開催日がかぶってしまった場合にもし空いていれば使用できないかという相談を受けることはあります。

小野瀬委員 そのような場合は、「その他教育委員会又は指定管理者が特に必要と認めるとき。」に該当するとして、減免になるのですか。

事務局 やむを得ない場合には、それぞれの事情を考慮して減免になることがあります。

小野瀬委員 岩間中学校が岩間海洋センターを使っていませんでしたか。

事務局 詳細には把握しておりませんが、岩間中学校の部活動は自校の体育館を使用していたと理解しています。

今泉教育長 その他、何かご質問等はございますか。

永井委員 「笠間市内の小学校、中学校が学校行事の一環として使用するとき。ただし、クラブ活動（部活動を含む。）のための使用を除く。」とありますが、「ただし」ということはクラブ活動を学校行事と捉えていると認識してよろしいですか。

事務局 部活動、クラブ活動は学校教育活動の一環です。

永井委員 もし学校行事でないなら、「ただし」書きは不要かと思います。「ただし」書きがあったので、部活動、クラブ活動は学校行事に含まれる、しかし減免対象にはなりませんということなのかなと理解しました。

事務局 教育長、休憩をいただいでよろしいでしょうか。

今泉教育長 それでは、暫時休憩をとります。

*** 休 憩 (午後2時36分～午後2時41分) ***

今泉教育長 休憩を解きます。

事務局 考え方として、「笠間市内の小中学校が学校行事で体育館を使用する場合は全額減免を認めます」ということであり、「ただし、クラブ活動(部活動)等は、基本的には認めません」ということになっております。

永井委員のおっしゃるように、「ただし」という表現は包括するものであるということがございますので、考え方は変わっていないのですが誤解のないようにするために、「行事」の二文字につきましては、「学校教育」の一環として使用するときには全額免除としたい、クラブ活動で利用する場合には基本的には学校の体育館を利用することになりますので、そういった施設を利用させていただきたいということから、「ただし」書きで除くということになります。

今泉教育長 文言を訂正するということです。「学校教育」ではなく「教育活動」ですね。

事務局 正確には「学校教育活動」です。

今泉教育長 「市内の小中学校が学校教育活動の一環で使用するとき」でよろしいですか。

事務局 新たに使用料等の減免につきましては2番の取り扱いですが、
「笠間市内の小中学校が学校行事の一環として使用するとき」の「行事」二文字につきましては、文言を訂正し、「笠間市内の小中学校、中学校が学校教育活動の一環として使用するとき。ただし、クラブ活動(部活動を含む。)のための使用を除く。」とさせていただきますと思います。

今泉教育長 あわせて5番も変更しますか。

事務局 はい。教育活動としまして、こちらは高等学校についても同じ事例ですので、高等学校の部分につきましても、訂正をしたいと思います。

今泉教育長 その他、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、一部修正のうえ可決することに異議
ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第32号 笠間市民体育館の設置
及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について」は、
一部修正のうえ可決いたします。

今泉教育長 続きまして、先ほどご同意いただきました非公開案件の審議をいた
します。傍聴者につきましては、退席くださいますようお願いいたし
ます。

*** 傍 聴 人 退 室 ***

今泉教育長 続きまして、先ほどご同意いただきました非公開案件の審議をいた
します。

【報告第13号】(非公開)

【議案第33号】(非公開)

今泉教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので、会議の非公開を解除
いたします。傍聴人を入室させてください。

*** 傍 聴 人 入 室 な し ***

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後2時46分閉会を宣す。

10. 議決事項

報告第13号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第32号	笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等 の一部を改正する規則について	可決
議案第33号	平成29年度笠間市教育委員会事務局職員の人事異動に ついて	可決